

1. 市立中学校をはじめ本市に所在する学校や医療機関等における“若年妊娠”への本市としての対応について
 - (1) “若年妊娠”の当事者である生徒等およびその保護者への適切な情報提供・確認について
 - (2) 学校現場における教職員への“愛知方式”・“赤ちゃん縁組”等の取り組みの情報提供・確認について
(特に養護教諭への情報提供について)

【答弁】

1. 市立中学校をはじめ本市に所在する学校や医療機関等における若年妊娠への本市としての対応についての(1)、(2)につきまして関連いたしますので一括してお答えいたします。

近年、様々な情報が SNS 等を通して氾濫しており、子どもたちの性に関する意識や価値観が多様化するとともに、子どもたちを取り巻く家庭環境や社会環境が大きく変化しております。このような中、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、外出を制限され、さまざまな家庭環境の子どもたちの中で、中高生を中心とする望まぬ妊娠や性に関する相談が急増していることが報じられております。

学校の対応といたしましては、子どもたちが話しやすい環境を設定し、ていねいに子どもたちを観察しながら、保護者とも十分に連携を図る中で、養護教諭を中心とした学校組織体制で、きめ細やかに声かけを行いますとともに、子どもたちのわずかな変化も見落とさないことが必要であると考えております。

加えて、学校における性に関する指導につきましては、これまでからも子どもたちの発達段階を踏まえ、適切な知識を身に付けることや、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、心と体を相互に関連付けて指導しているところでございます。

本市教育委員会といたしましては、養護教諭をはじめ全ての教職員に性に関する指導や、議員お示しの“愛知方式”・“赤ちゃん縁組”を含む関係機関の情報等について研修等で学ぶ機会を確保し、授業や相談の中で、子どもたちや保護者に対して、情報提供も行うようにすることで、性教育や相談体制のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。